

「計量法施行規則等の一部を改正する省令案」
に対する意見公募の結果について

令和8年3月24日

経済産業省イノベーション・環境局計量行政室
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室

「計量法施行規則等の一部を改正する省令案」について、令和8年2月2日から同年3月3日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については別紙のとおりです。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<p>今回の改正では、令和十三年三月三十一日以降はホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールは適正管理事業所が計量管理を行う計量器として扱う必要があると規定されているが、今回の改正によりJISからは取引・証明や検定等に関する項目が削除されることとなる。これは検定に関する基準がなくなることであり、検定の項目を引用している使用中検査の技術基準や検査の方法があいまいになる恐れがある。これら三機種について期限以降は計量管理を行う必要が記載されるのであれば、期限までに適正計量管理事業所での計量管理方法を、事業所の自主的制定に任せるのではなく、国において作成し、JISに基本的手法として規定するなどの対応が必要と考えられる。</p>	<p>改正後のホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールの技術基準等について、適切な取扱いを検討してまいります。</p>
2	<p>自動捕捉式はかりの検定精度が義務化され、消費者保護を目的として強化されています。 現状5kg以下の秤量が検定の対象ですが、コメは10kg袋としても販売されており ます。 検定逃れの方針を決め 秤量5kgを超える自動捕捉式はかりに入れ替えている事業所もある中、将来、対象機が5kg以上の秤量へ拡大される可能性はありますでしょうか。</p>	<p>ひょう量5kgを超える自動捕捉式はかりについては、検定の実施に当たって危険が伴うなど技術的に検定が困難なものが存在すること等が判明したため、計量法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第215号)により検定対象から除外されています。そのため、現在のところ、再び検定の対象とすることは検討していません。</p>

<p>3</p>	<p>・該当箇所 特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令案 「(表記)第百十八条」における、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールに適用される技術上の基準(JIS参照規程)の削除。 及び「(性能)第百二十七条」における、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールに適用される技術上の基準(JIS参照規程)の削除。 及び「(検定公差)第百八十二条」における、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールに適用される技術上の基準(JIS参照規程)の削除。 及び「(構造検定の方法)第百八十三条」における、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールに適用される技術上の基準(JIS参照規程)の削除。 及び「(器差検定の方法)第二百四条」における、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールに適用される技術上の基準(JIS参照規程)の削除。 及び「(性能に係る技術上の基準)第二百十一条」における、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールに適用される技術上の基準(JIS参照規程)の削除。及び「(使用公差)第二百十二条」における、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールに適用される技術上の基準(JIS参照規程)の削除。 及び「(性能に関する検査の方法)第二百十三条」における、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールに適用される技術上の基準(JIS参照規程)の削除。 及び「(器差検査の方法)第二百十四条」における、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールに適用される技術上の基準(JIS参照規程)の削除。</p> <p>・意見内容 本内容の削除には反対いたします。 削除する場合は、少なくとも、特定計量器たる自動はかり3機種の具体的な定義と、製品のうちの範囲までが特定計量器に当たるのかのガイドラインを定めるべきであると考えます。</p>	<p>ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールの定義については、計量行政ウェブサイト (https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/000_keiryoin_minashi.html)に掲載しておりますので、御参照ください。</p>
	<p>・該当箇所 計量法施行規則等の一部を改正する省令案 「(軽微な修理)計量法施行規則 第十条 二 ロ」における、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールの軽微な修理に係る内容の削除。 及び「(簡易修理)計量法施行規則 第十一条 二 ロ」における、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールの簡易修理に係る内容の削除。</p> <p>・意見内容 本内容の削除には反対いたします。 削除する場合は、少なくとも、特定計量器たる自動はかり3機種の修理のうち、どの範囲までが全数検査が必要な修理ではなく、どの範囲からは全数検査が必要となるか、ユーザーと製造事業者・修理事業者が判断できるガイドラインを定めるべきであると考えます。</p>	<p>ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールの修理の程度に応じた検査については、今後は計量器の性能や使用状況などを踏まえて、当事者間にて適切に判断していただくようお願いいたします。</p>

4	<p>1. 計量法第2条第4項で、「特定計量器とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるもの」と定められています。</p> <p>今回の改正で特定計量器検定検査規則から、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールのJIS規格引用が削除されることにより、構造又は器差に係る基準(技術基準)が定められていないことになり、計量法の記述と矛盾します。技術基準としてのJIS規格引用を残すか、若しくは、自動捕捉式はかりを除く自動はかり(上記3器種及びその他の自動はかり)を特定計量器から除外すべきではなんでしょうか。</p> <p>JIS規格引用を残す場合でも、技術基準が無いことから、自動はかりの器種から「その他の自動はかり」は除外すべきではないでしょうか。</p> <p>2. 同様に、計量法施行規則第1款において上記3器種のJIS規格引用が削除されることにより修理の区分がなくなり、すべて「軽微な修理」として届出なしで修理ができることとなります。</p> <p>とすれば、上記3器種に係る届出修理事業者の存在自体が無意味になるのではないのでしょうか。</p> <p>前述同様に、JIS規格引用を残すか、上記3器種の修理事業の届出を廃止するか、若しくは、自動捕捉式はかりを除く自動はかりを特定計量器から除外すべきではないのでしょうか。</p>	<p>ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールの修理の程度に応じた検査については、今後は計量器の性能や使用状況などを踏まえて、当事者間にて適切に判断していただくようお願いいたします。</p> <p>特定計量器の対象についての御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>自動はかり三器種の規定削除に関する意見</p> <p>今回の省令案は、2026年に施行された政令(令和7年政令第316号)により、自動はかり三器種が検定対象から除外されたことを受け、施行規則から関連規定を削除するものと理解しております。当社は適正計量管理事業所として、検査標準、検査成績書などの社内規程を整備する必要があります。現状では、これらの規程を作成する際に、JISの使用検査項目を含め、JIS全般を拠り所として基準化を行っています。しかし、JISから検定項目が無くなる場合、使用中検査を含む下位の規定も失われると解釈され、基準の根拠が欠如する懸念があります。</p>	<p>改正後のホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールの技術基準等について、適切な取扱いを検討してまいります。</p>